

募集

ご案内 月ぎめ市営駐車場

JR坂田駅前の月ぎめ市営駐車場に空き区画があります。通勤、通学に便利な坂田駅前市営駐車場をぜひご利用ください。

利用金額▼

市内在住の方 月額3,000円

市外在住の方 月額4,000円

お申込み、お問い合わせは下記まで

〒 市 都市計画課(近江庁舎)

☎ 52-6926 ☎ 52-8790

募集

平成26年7月～2年間 滋賀県社会教育委員

県では社会教育に関することについて、調査審議等を行っていただく社会教育委員を公募します。

応募資格▶ 県内に在住、在勤、通学されている満20歳以上の方で学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行っている方ならびに学識経験のある方。

※国や地方公共団体の議員、常勤の公務員、県が設置の他の審議会等の委員を嘱託されている方は除く。

募集人数▶ 2人

職務内容▶ 年2回程度の会議に出席し、社会教育に関する調査審議や協議等を行う。(報酬等支給あり)

応募方法▶ 応募書に記入の上、意見書を添えて郵送で応募。

応募締切▶ 4月4日(金) 必着

〒 県生涯学習課 ☎ 077-528-4654

☎ ma06@pref.shiga.lg.jp



国民健康保険の「保険証」 「高齢受給者証」の更新時期です

問 市 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 ☎ 52-8730

4月からは「うす紫色」の保険証に！

現在お持ちの国民健康保険の保険証(モモ色)の有効期限は3月31日です。4月1日からお使いいただける新しい保険証(うす紫色)は、3月中に加入者のご自宅に郵送します。現在お使いの保険証(モモ紫色)は、4月になったら細かく破るなどして、確実に処分してください。

70歳から74歳までの高齢受給者のみなさんへ……

1割負担の方…新しい高齢受給者証を郵送します。

現在、医療機関での窓口自己負担割合が1割の70歳から74歳の高齢受給者の方は、4月以降も引き続き1割に据え置かれる予定です。

お持ちの高齢受給者証(うす緑色)は、「2割(平成26年3月31日までは1割)」と表記されているため差し替えが必要です。4月1日からお使いいただく高齢受給者証を保険証に同封して郵送しますので、**現在の高齢者受給者証は最寄りの市役所窓口まで返却してください。**

3割負担の方…現在の高齢受給者証を4月以降も使ってください。

3割負担をいただいている「現役並み所得者」の方は、変更がないため、お持ちの受給者証の有効期限のとおり、平成26年7月31日(それまでに後期高齢者医療制度へ移行される方は誕生日の前日)までお使いいただくこととなります。

新しい保険証(高齢受給者証)が届いたら

- 記載事項を確認のうえ、大切に保管してください。
- 4月以降に医療機関を受診される際は、新しい保険証(高齢受給者証)を必ず提示してください。



環境保全課からのお知らせ

問 市 環境保全課(伊吹庁舎)
☎ 58-2230 ☎ 58-1630

「紙おむつ類専用ごみ指定袋」を無料交付！

4月1日(火)から

乳幼児がおられるご家庭や介護などで常時紙おむつ類を使用されるご家庭を対象に、「紙おむつ類専用ごみ指定袋」を交付します。申請に基づいて無料で交付しますので、必要な方は手続きを行ってください。

●**交付対象者** 市内にお住まいで、在宅で常時紙おむつ類を必要とされる次の方。* 里帰り出産の方は対象外です。

① 3歳以下の乳幼児

(平成23年4月1日～平成27年3月31日生まれ)

② 介護が必要な方

●**交付枚数** 対象者1人あたり年度間50枚が上限

●**紙おむつ類専用ごみ指定袋で排出できるもの**

① 紙おむつ ② 尿とりパッド

③ 処理に使用した少量のティッシュ類

●**申請方法** 指定の申請書に必要な事項を記入し、受付窓口に提出してください。(認印が必要です)

* 本人またはご家族の方、交付対象者から委任を受けた方が申請できます。

* 受付窓口は、市役所各庁舎の窓口、各行政サービスセンター、環境保全課です。

今月の表紙

スポーツ少年団卒団式&交流会

2月16日(日) 山東公民館で、3月に卒団する6年生を対象に、スポーツ少年団の卒団式と交流会が行われました。これまでの活動をたたえられ、今後の活躍にエールの言葉が送られた児童たちは、清々しい表情を浮かべていました。

また、交流会のビーチボール大会ではチーム一丸となって最後までボールを追いかけて楽しんでいました。





環境保全課からのお知らせ

問 市 環境保全課（伊吹庁舎）
 ☎ 58-2230 FAX 58-1630

毎月第4日曜日に 家庭ごみの持ち込みができます

●平成26年度上半期の受入日程

4月	4月27日(日)	7月	7月27日(日)
5月	5月25日(日)	8月	8月24日(日)
6月	6月22日(日)	9月	9月28日(日)

●受付時間

8時30分～12時/13時～16時30分

●料金

10kgまでごとに40円

* 指定ごみ袋で持ち込む場合は無料

●ごみの種類と受入先

ごみの種類	受入場所
可燃ごみ・資源ごみ 【古紙、空き缶、ペットボトルは 持込不可】・可燃性粗大ごみ	クリスタルプラザ ☎62-7141 (長浜市八幡中山町200)
不燃ごみ・粗大ごみ 【エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、パソコン、 洗濯機（衣類乾燥機）、可燃性粗大ごみは持込不可】	クリーンプラント ☎74-3377 (長浜市大依町1337)

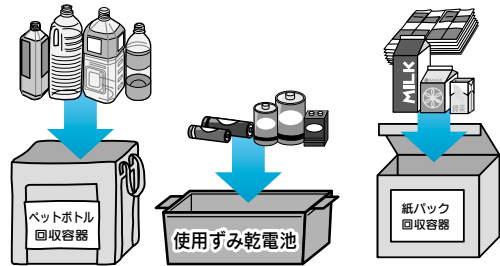
●注意事項

- ①日程が変更になる場合は、事前に広報等でお知らせします。
- ②持ち込みの際には、指定道路を通り、大依町内では制限速度20km以下を厳守した安全走行をお願いします。

正しくごみを出しましょう！ みなさんのご協力をお願いします

ごみを捨てる時は、「こほくるーる」をご覧ください、正しい方法で出し、特に次のことに注意してください。

- 可燃ごみと不燃ごみは、必ずごみ指定袋に入れ、名前を記入して定められた集積所に出してください。
 - 粗大ごみは、必ずエフをつけ、名前を記入して定められた集積所に出してください。
 - 資源ごみは、定められた容器に分別し、定められた集積所に出してください。
 - ごみは、収集日の朝8時30分までに定められた集積所に分別して出してください。収集後に出されたごみは収集できません。
 - ルール違反のごみは収集できません。イエローカードを貼り、集積所に残しますので、必ず決められた分別を行ってください。
- ※ごみ収集日は、各ご家庭に配布のクリーンカレンダーをご覧ください。

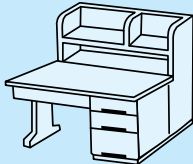


— 事業所のみなさんへ — 事業活動に伴うごみは 正しく処分しましょう

事業活動に伴って出るごみは、家庭から出るごみと同じでも、「事業系一般廃棄物」と呼ばれ、事業者が適正に処理することが法律で定められているほか、行政回収で取り扱っていないものは「産業廃棄物」と呼ばれ、産業廃棄物処理業者に処分を依頼する必要があります。ルールを守って、美しいまちづくりにご協力ください。

例えば…

●木製の机(可燃性粗大ごみ)



家庭から

粗大ごみ

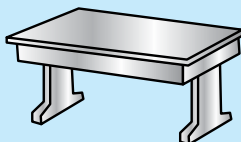
エフをつけ、収集日に各集積所へ

事業所から

事業系一般廃棄物

クリスタルプラザへ直接持ち込み、手数料を支払う

●スチール製の机(不燃性粗大ごみ)



家庭から

粗大ごみ

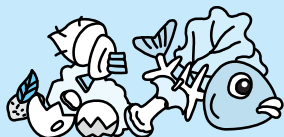
エフをつけ、収集日に各集積所へ

事業所から

産業廃棄物

産業廃棄物処理業者に処分を依頼

●事業所の紙ごみ・生ごみ



家庭用の可燃ごみ袋
で出すことは
できません！！

- ①事業所用可燃ごみ袋（赤袋）に入れて、自治会の了解を得た上で、各集積所へ
- ②中身が確認できる袋に入れ、クリスタルプラザに直接持ち込み、手数料を支払う
- ③許可を受けた一般廃棄物処理業者へ依頼